

## がん地域連携パス 連携医療機関決定後の流れ

### 拠点病院等の医師（主治医）

- 医療者用の連携パス一式の準備と連携医療機関への送付
- 連携医療機関からの「地域連携がん診療経過報告書」の受信
- 定期受診の診察

#### ① 連携パスの作成

拠点病院等の医師（主治医）は治療方針に従い「地域連携パス・医療者用」（以下「医療者用パス」という。）を決定し、当該「医療者用パス（写し）」を保管します。

#### ② 連携医療機関（かかりつけ医）への連携パスの送付

拠点病院等は、患者の退院時に、診療情報提供書とともに、「医療者用パス（原本）」を連携医療機関（かかりつけ医）へ送付します。連携医療機関（かかりつけ医）へは原則として当該書類を患者が持参することとします。

#### ③ 患者さんが携帯する患者さん用パス「私のカルテ」の交付

拠点病院等は、患者さんへ「私のカルテ」を交付します。

※ その他、患者さん保管用として必要に応じて「医療者用パス（写し）」を別途交付することも可能です。

#### 《私のカルテの構成》

- i) 決定した連携医療機関の一覧
- ii) 退院後の日常生活、食生活の留意点について
- iii) 基礎情報
- iv) 連携パス：医療者が日常受診及び定期受診の検査結果等を記載します。
- v) 連絡メモ：医療者が連絡事項等について記載するほか、患者さんや家族の方から医療者へ伝えたいことを自由に記載する用紙です。
- vi) がん相談窓口の案内、担当部署の案内

#### ④ 連携医療機関（かかりつけ医）への連絡（患者の拠点病院等の定期受診時）

拠点病院等は定期受診時、患者さんの診察時に随時該当項目をカルテに記入するとともに、患者さんの「私のカルテ」に記入します。また、必要に応じ「地域連携がん診療経過報告書」、検査データ、所見、医療者メモ等を患者に託します。連携医療機関（かかりつけ医）への報告は、患者さんが当該報告書を持参することを想定していますが、状況によっては郵送する・FAXするなど、適宜柔軟に運用するものとします。

#### 《拠点病院等が保管する書類》

（注）連携パスにより用意されていない書類がある場合があります。

- i) 医療者用パス：患者さんの退院後の標準的な治療計画等を明記したものです。
- ii) 診療情報提供書
- iii) 地域連携がん診療経過報告書
- iv) その他：患者さんの術後のフォローに必要な問診、定期検査データ、画像所見、投薬等の目安を示した書類、医療者メモ等

## 連携医療機関（かかりつけ医）

- 連携パスの管理と日常診療
- 拠点病院等への「地域連携がん診療経過報告書」の送信（定期報告及び逸脱時）
- 日常受診の診察

### ⑤⑥ 連携パスの保管、記載

連携医療機関（かかりつけ医）は、拠点病院等の医師（主治医）から送付を受けた診療情報提供書及び「医療者用パス（原本）」をカルテに保管します。日常受診時、患者さんの診察時に随時該当項目をカルテに記入するとともに、患者さんの「私のカルテ」に記入します。

《連携医療機関（かかりつけ医）が保管する書類》

（注）連携パスにより用意されていない書類があります。

- i）医療者用パス：患者さんの退院後の標準的な治療計画等を明記したものです。
- ii）診療情報提供書
- iii）地域連携がん診療経過報告書
- iv）その他：患者さんの術後のフォローに必要な問診、定期検査データ、画像所見、投薬等の目安を示した書類、医療者メモ等

### ⑦ 拠点病院等への連絡

連携医療機関（かかりつけ医）は、拠点病院等に診療情報を提供する際には、「地域連携がん診療経過報告書」《必要に応じ、検査データ、所見、医療者シート（写し）等》を郵送またはFAXにより送付します。

### ⑦ 拠点病院等への連絡（連携パスの運用期間終了・逸脱時）

連携医療機関（かかりつけ医）は、連携パス運用終了時（患者さんが5年生存、再発、死亡した場合）には「地域連携がん診療経過報告書」（逸脱の報告）を郵送またはFAXにより拠点病院等へ送付します。

## 患者さん

患者さんは日常受診及び定期受診の際には「私のカルテ」を携帯します。拠点病院等や連携医療機関（かかりつけ医）で必要に応じて交付された検査結果等の写しを保管・管理するものとします。

なお、パスの対象疾患以外で医療機関を受診する際もできる限り「私のカルテ」を持参するものとします。

### ◆ その他

拠点病院等及び連携医療機関（かかりつけ医）は、他方の医療機関への連携パスに関連する書類の送付時には適宜控えをとるなど紛失等に備えるものとします。

# がん地域連携パス 連携医療機関決定後の流れ

